

労働安全衛生規則

(脚立)

第528条 事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。